

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

(新) 令和 7 年度	(旧) 令和 6 年度
高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領 第 1 (略) 第 2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料 <u>1 各事業の事項</u> (1) 生活用水確保支援事業 ア 定義 要綱第 2 条第 6 号の「これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域」は、生活用水確保支援事業に限り、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地に該当する地域とする。 イ 補助対象事業 <u>次のいずれの条件も満たすものを補助対象事業とする。</u> <u>(ア) 生活用水を確保するための給水施設、浄水装置等の整備であ</u>	高知県中山間地域生活支援総合事業実施要領 第 1 (略) 第 2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料 <u>1 各事業に共通する事項</u> <u>(1) 補助対象外経費</u> <u>ア 用地取得又は補償に要する経費</u> <u>イ 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費</u> <u>ウ 食糧費に要する経費</u> <u>(2) 補助申請書に添付する資料</u> <u>ア 経費の見積書、設計書等</u> <u>イ 見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）</u> 2 各事業の事項 (1) 生活用水確保支援事業 ア 定義 要綱第 2 条第 6 号の「これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域」は、生活用水確保支援事業に限り、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地に該当する地域とする。 イ 補助対象事業 <u>市町村、個人又は集落等が管理運営する原則 3 戸以上の給水施設、浄水装置等の整備を補助対象とする。ただし、3 戸未満の場合</u>

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<u>ること。なお、生活用水とは、住民が住居等において生活を営むために必要な飲料水や調理、洗濯、風呂、掃除、トイレ等に要する水とする。</u> <u>（イ）原則３戸以上の世帯が利用する給水施設、浄水装置等の整備であること。ただし、３戸未満の場合であっても、市町村が施工し、かつ、給水施設、浄水装置等を市町村の施設台帳に記載する場合は、補助対象とする。</u> ウ 補助対象外事業 <u>以下のいずれかに該当するものは補助対象外とする。</u> <u>（ア）市町村経営の上水道及び簡易水道施設に係るもの</u> <u>（イ）市町村経営の飲料水供給施設のうち、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象となるもの</u> <u>（ウ）事業費 100 万円以下の小規模な修繕等</u> <u>（エ）浄水装置整備においては避難所又は避難場所に整備するもの</u> エ 補助対象外経費 <u>（ア）用地取得又は補償に要する経費</u> <u>（イ）用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費</u> <u>（ウ）給水施設の水源調査（水源探査、水量確認のためのボーリング調査等）の業務委託に要する経費</u> <u>（エ）給水施設等の施工監理の業務委託に要する経費（市町村以外が事業実施主体となる場合の施工監理に要する経費を除く。）</u> <u>（オ）下記に関する給水施設整備に要する経費</u> <u>a 学校、官公署、病院、福祉施設、宿泊施設、その他事業所で使用する水</u> <u>b 工業用水、農業用水</u> <u>c 防火用水等の消防施設に要する水</u>	<u>で、市町村が施工し、かつ、給水施設、浄水装置等を市町村の施設台帳に記載する場合は、この限りでない。</u> ウ 補助対象外事業 <u>厚生労働省所管の簡易水道施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業等の対象となるもの及び事業費 100 万円以下の小規模な修繕等並びに浄水装置整備においては避難所又は避難場所に整備するもの。</u> エ 補助対象外経費 <u>（ア）給水施設の水源調査（水源探査、水量確認のためのボーリング調査等）の業務委託に要する経費</u> <u>（イ）給水施設等の施工監理の業務委託に要する経費（市町村以外が事業実施主体となる場合の施工監理に要する経費を除く。）</u> <u>（ウ）消防施設に関する給水施設整備に要する経費</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
--	---

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

オ 補助申請書に添付する資料 <u>（ア）経費の見積書、設計書等</u> <u>（イ）見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）</u> <u>（ウ）水道地図（管内図に上水道給水区域、簡易水道区域等を示したもの。事業実施箇所を図示すること。要綱別表第１の事業区分１のウに掲げる浄水装置整備の場合は除く。）</u> <u>（エ）平面図（住宅地図等とし、平面図には、工事概要、給水対象家屋及び新たに設置する施設の地番を図示及び着色すること。）</u> <u>（オ）写真</u> a 現行施設の状況写真（取水堰、貯水タンク等） b 施設整備予定箇所の状況写真 c 受益地の状況写真 d その他（事業実施の緊急性を表す渇水時の状況写真等） <u>（カ）新たに設置する施設に係る土地使用承諾書、施設使用承諾書、施工承諾書等</u> <u>（該当する場合）</u> <u>（キ）適用される道路、河川等の占用許可書等の許認可の申請書又は許可書の写し</u> <u>（該当する場合）</u> （ク）災害復旧の場合、災害復旧に該当する理由書 （ケ）要綱別表第１の事業区分１のウに掲げる浄水装置整備の実施に	オ 補助申請書に添付する資料 <u>（ア）位置図（管内図等に事業実施箇所を図示すること。）</u> <u>（イ）平面図（住宅地図等とし、平面図には、工事概要、給水対象家屋及び新たに設置する施設の地番を図示及び着色すること。）</u> <u>（ウ）写真</u> a 現行施設の状況写真（取水堰、貯水タンク等） b 施設整備予定箇所の状況写真 c 受益地の状況写真 d その他（事業実施の緊急性を表す渇水時の状況写真等） <u>（エ）新たに設置する施設に係る土地使用承諾書、施設使用承諾書、施工承諾書等</u> <u>（オ）適用される道路、河川等の占用許可書等の許認可の申請書又は許可書の写し</u> <u>（要綱別表第１の事業区分１のウに掲げる浄水装置整備を除く。）</u> <u>（カ）水道地図（管内図に上水道給水区域、簡易水道区域等を示したもの）</u> <u>（要綱別表第１の事業区分１のウに掲げる浄水装置整備を除く。）</u> <u>（キ）厚生労働省所管の簡易水道施設整備費国庫補助事業やその他の国庫補助事業に該当しないことを証する理由書</u> （ク）災害復旧の場合、災害復旧に該当する理由書 （ケ）要綱別表第１の事業区分１のウに掲げる浄水装置整備の実施に
---	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

おいては、避難所及び避難場所に該当しないことを証する理由書 並びに孤立対策の必要性がある理由書 (コ) 施設台帳の写し（3戸未満の場合のみ） <u>(サ) 地元住民で構成する水道組合の規約等又はこれに準ずるもの</u> <u>（市町村経営の場合を除く）</u> <u>(シ) 受益者名簿</u> <u>(ス) 事業計画スケジュール表</u> <u>(セ) 事業実施主体が市町村等以外の場合は、市町村等の補助要綱又はこれに準ずるもの</u> <u>(ソ) 市町村経営の飲料水供給施設の場合は、国土交通省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助事業その他の国庫補助事業の対象とならないことの確認書</u> <u>(タ) (ア) から (ソ) までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳や詳細の分かるもの）</u> (2) 生活用品確保等支援事業 ア 補助対象事業 (ア) (略) a～d (略) e 配達・宅配（買い物代行を含む。）等を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、その得られた手数料収入を当該事業に充当すること。 なお、補助対象経費からは、当該手数料収入を除くこととする。 イ 補助対象外事業 (略)	おいては、避難所及び避難場所に該当しないことを証する理由書 並びに孤立対策の必要性がある理由書 (コ) 施設台帳の写し（3戸未満の場合のみ） (新設) <u>(サ) 受益者名簿</u> (新設) (新設) <u>(シ) (ア) から (サ) までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳や詳細の分かるもの）</u> (2) 生活用品確保等支援事業 ア 補助対象事業 (ア) (略) a～d (略) e 配達・宅配（買い物代行を含む。）<u>や農産物の出荷代行等</u>を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、その得られた手数料収入を当該事業に充当すること。 なお、補助対象経費からは、当該手数料収入を除くこととする。 イ 補助対象外事業 (略)
---	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

ウ 補助対象外経費 （ア）<u>用地取得又は補償に要する経費</u> （イ）<u>用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費</u> （ウ）<u>食糧費に要する経費</u> （エ）生活店舗、車両及び付随する備品に係る修繕費 （オ）移動販売及び貨物運搬に必要な装備類に要する経費のうち、車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税） エ 補助申請書に添付する資料 （ア）<u>経費の見積書、設計書等</u> （イ）<u>見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）</u> （ウ）生活用品を確保する仕組みの内容が分かるもの <u>a</u> 販売方法、販売商品、販売対象地域、収支見込み等 <u>b</u> 事業実施ルート及び実施箇所等を示した管内図（他事業者が同様の事業を実施している場合で把握している場合は併記すること。） <u>c</u> 配達・宅配（買い物代行を含む。）等を実施する際に徴収する手数料に関するものや、事業の利用予定者数等が分かるもの <u>d</u> 事業計画スケジュール表 複数事業を組み合わせて実施する場合や、試行と本格実施が複数年度に渡る場合は、全期間を記載したもの <u>（エ）</u> <u>地域の見守り活動を実施することが分かるもの</u> 見守り活動の実施内容及び連絡体制等 <u>（オ）</u> <u>法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u> 法人企業が事業実施主体となる場合は、添えること。 <u>（カ）</u> <u>住民票</u> 個人事業者が事業実施主体となる場合は、添えること。	ウ 補助対象外経費 <u>（ア）</u> <u>生活店舗、車両及び付随する備品に係る修繕費</u> <u>（イ）</u> <u>移動販売及び貨物運搬に必要な装備類に要する経費のうち、車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税）</u> エ 補助申請書に添付する資料 <u>（ア）生活用品確保等</u> <u>a</u> 生活用品を確保する仕組みの内容が分かるもの <u>（a）</u> 販売方法、販売商品、販売対象地域、収支見込み等 <u>（b）</u> 事業実施ルート及び実施箇所等を示した管内図（他事業者が同様の事業を実施している場合で把握している場合は併記すること。） <u>（c）</u> 配達・宅配（買い物代行を含む。）<u>や農産物の出荷代行等</u>を実施する際に徴収する手数料に関するものや、事業の利用予定者数等が分かるもの <u>（d）</u> 事業計画スケジュール表 複数事業を組み合わせて実施する場合や、試行と本格実施が複数年度に渡る場合は、全期間を記載したもの <u>b</u> 地域の見守り活動を実施することが分かるもの 見守り活動の実施内容及び連絡体制等 <u>c</u> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法人企業が事業実施主体となる場合は、添えること。 <u>d</u> 住民票 個人事業者が事業実施主体となる場合は、添えること。
--	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

<u>(キ)</u> 決算諸表（貸借対照表、損益計算書及び消費税の確定申告書） 企業又は個人事業者が事業実施主体となる場合は、直近の2期分を添えること。 <u>(ク)</u> 事業実施主体の定款 法人格のない団体（任意団体）が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿 <u>(ケ)</u> <u>(ア)</u> から <u>(ク)</u> までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳が分かるもの等） 第3 実績報告書に添付する資料 要綱第13条第1項の「別途定める書類」は次のとおりとする。 (1) <u>共通</u> ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（契約が2件以上にわたる場合は、要綱別記第<u>6</u>号様式による契約状況総括表（実績報告）を添えること。） イ 検査調書の写し <u>(削除)</u> <u>ウ</u> 完成写真又は取得した備品（車両等）の写真 <u>エ</u> 試行の成果に係る報告書（<u>試行を実施した場合に限る。</u>） <u>オ</u> 車検証の写し（車両を購入した場合に限る。） <u>カ</u> 定期的に訓練を行い非常時に活用できる仕組みを示した防災マニュアル（浄水装置を購入した場合に限る。） <u>キ</u> アから<u>カ</u>までに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料	<u>e</u> 決算諸表（貸借対照表、損益計算書及び消費税の確定申告書） 企業及び個人事業者が事業実施主体となる場合は、直近の2期分を添えること。 <u>f</u> 事業実施主体の定款 法人格のない団体（任意団体）が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿 <u>g</u> <u>a</u> から <u>f</u> までに掲げるもののほか、参考となる資料（経費の内訳が分かるもの等） 第3 実績報告書に添付する資料 要綱第13条第1項の「別途定める書類」は次のとおりとする。 (1) <u>別表第1に定める市町村等が補助事業の実施主体の場合</u> ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（<u>補助事業分</u>に限り、契約が2件以上にわたる場合は、要綱別記第<u>7</u>号様式による契約状況総括表（実績報告）を添えること。） イ <u>完了</u>検査調書の写し ウ <u>工事出来高設計書（ハード事業に限る。）</u> エ <u>完成写真（ハード事業に限り、必要最小限の枚数で施行前及び施行後を対比することができること。）</u>又は取得した備品（車両等）の写真 オ <u>平面図（ハード事業に限り、建物の場合は、立面図も添えること。）</u> カ 試行又は<u>実証運行</u>の成果に係る報告書 キ 車検証の写し（車両を購入した場合に限る。） ク 定期的に訓練を行い非常時に活用できる仕組みを示した防災マニュアル（浄水装置を購入した場合に限る。） ケ アから<u>ク</u>までに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料
---	---

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要領）

(2) <u>補助事業の実施主体が市町村等以外の場合は(1)のほか、市町村等の補助金交付決定通知の写しを添えること。</u> (要綱別表第1の事業区分2分類(2)の場合を除く。) 第4～5 (略) (附 則) この要領は、平成31年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和3年3月22日から施行する。 (附 則) この要領は、令和4年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和5年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和6年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和7年4月1日から施行する。	(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>ア (1)のアからキまでに掲げる書類</u> <u>イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し</u> (要綱別表第1の事業区分2分類(2)の場合を除く。) <u>ウ 市町村等の補助金検査調書の写し</u> (要綱別表第1の事業区分2分類(2)の場合を除く。) <u>エ アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料</u> 第4～5 (略) (附 則) この要領は、平成31年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和3年3月22日から施行する。 (附 則) この要領は、令和4年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和5年4月1日から施行する。 (附 則) この要領は、令和6年4月1日から施行する。
--	---